

支援制度があります

ひとり親家庭などで 児童を養育している人へ

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎(248)1162

児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にしていて児童を養育する家庭に支給されます。

▼支給額
受給資格者と扶養義務者(同居している親など)の所得に応じて区分され、この区分は毎年、現況届の審査状況で見直されます。

支給対象児童1人の場合
全部支給…月額43,160円
一部支給…月額43,150円～10,180円
支給対象児童2人目
月額10,190円～5,100円加算
支給対象児童3人目以降
1人につき月額6,110円～3,060円加算
※所得制限があるため、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります。

事実婚と認められる場合は

事実婚とは、夫婦としての共同生活と認められる事実関係(定期的訪問があつて、定期的な生活費の補助を受けているなど。同居の有無を問わない)が存在する状態です。
事実婚の場合は、児童扶養手当の受給対象外となります。手当を受けていて事実婚の状態にあると思われる人は、速やかに資格喪失の届け出をしてください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

医療費の一部を助成します。
▼対象 次の全てを満たす人
・国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
・市内に住所を有するひとり親家庭の父もしくは母とその者に扶養されている児童、または父母のない児童
※所得制限があります。
▼助成期間
・児童 18歳に達する日以降最初の3月31日まで
・父、母など 扶養している児童が20歳になる誕生日の末日まで

▼助成額
助成対象者が支払った保険診療における一部負担金の3分の2に相当する額

現況届を忘れずに

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、受給資格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には7月下旬に関係書類を送付しています。現況届の提出がないと、11月以降の手当の支給を受けることができません。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなります。ご注意ください。

▼提出期限 8月31日(火)

▼対象資格
看護師、保育士など33資格
※令和3年度に限り、情報関係の資格や講座の一部も対象になります。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業につながるような講座を受講した場合、受講後に受講経費の一部を支給する給付金です。
▼対象 次の全ての要件を満たす人
・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人

指定対象講座

雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座
※各給付金について詳しくはお尋ねください。



重度の障がいがある人へ

各種手当を支給しています

●申し込み・問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班 ☎(248)1144

在宅で重度の障がいがある人に手当を支給します。
各種手当には所得制限があります。詳しくはお尋ねください。

特別障害者手当

▼月額 27,350円
▼対象 身体や精神(知的)に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の人

障がいの程度

身体障害者手帳1・2級程度と療育手帳A1・A2程度の重度の障がい
が2つ以上またはそれと同程度の障がい
※施設入所者、病院や診療所に継続して3カ月を超えて入院している人は対象外

障害児福祉手当

▼月額 14,880円
▼対象 身体や精神(知的)に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人
▼障がいの程度
身体障害者手帳1・2級程度、または療育手帳A1・A2程度の障がい
※施設入所者などは対象外

特別児童扶養手当

▼月額 1級(月額52,500円)
2級(月額34,970円)
▼対象 心身に一定以上(重度)中程度の障がいがある20歳未満の児童を家庭において養育している父母など
※児童が児童福祉施設などに入所している場合は対象外

現況届(所得状況届)を忘れずに

・特別障害者手当
・障害児福祉手当
・特別児童扶養手当
・経過福祉手当
これらの手当の受給者は、受給資格要件確認のため、毎年8月1日現在の状況を記載した現況届の提出が必要です。
必要書類などは受給者に直接通知します。提出がなければ8月以降の手当を受給できなくなりますので、忘れずに届け出を行なってください。
▼提出期間 8月12日(木)～8月31日(火)
※期間中の提出が困難な人はご相談ください。

教育に関する事務の執行機関 市教育委員会教育委員を紹介します

6月28日付けで教育委員会が新しい体制になりましたので、全委員を紹介します。



いげし たかし
池頭 俊
教育長職務代理者



むらかみ たかひろ
村上 貴寛
委員



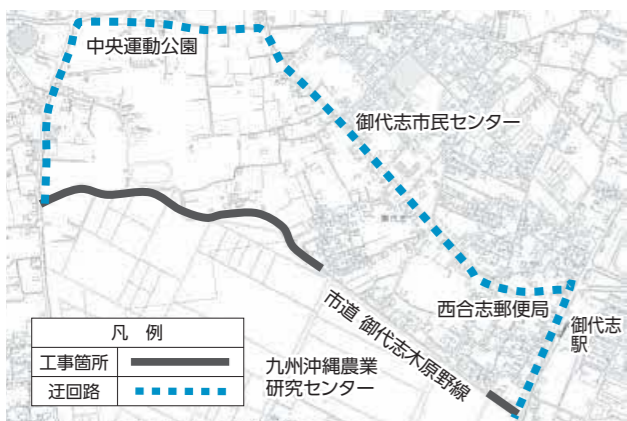
つがわ ひろえ
津川 裕恵
委員



さかた ゆみこ
坂田 由美子
委員(新任)

●問い合わせ先 学校教育課 総務施設班 ☎248-2366

御代志木原野線改築工事 全面通行止めを行ないます



御代志木原野線の工事のため、通行止めを行ないます。皆様のご協力をお願いします。

- ▶とき 8月上旬～令和4年2月18日(金)
午前9時～午後5時
- ▶ところ 御代志・野々島 地内
- ▶規制内容 全面通行止め

●問い合わせ先 建設課 工務班 ☎248-2345